

◎新潟県告示第1310号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市字石平午184の1、午417、午418、午419の子、午422、午423、午452、午453、午454の1、午455、午456の1、午457から午459まで、字上ノ石平午391、午402、午403、午405、午408から午410まで、午416の子、午424から午438まで、午438の子、午439から午444まで、午444の1、午445から午448まで、字上ノ平午449から午451まで、字堀切午465、午465の子、午466から午469まで、午471、午475、午476、午478から午485まで、午486の甲、午486の乙

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）